

## ■ 4条1項11号

不服 2023-011440

### ＜本願商標＞

「クララクリニック」（標準文字）

第44類「医業，医療情報の提供，健康診断，栄養の指導，美容，理容，あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，整体，はり治療，医療用機械器具の貸与」及び第35類の指定役務

### ＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### ＜原査定理由＞

引用商標：「くらら」（標準文字）

第44類「老人の養護・介護，その他の介護，老人の養護・介護に関する情報の提供，その他の介護に関する情報の提供，老人の養護施設又は介護施設の提供，老人の養護施設又は介護施設の提供に関する情報の提供，老人の養護・介護に関する相談，老人の養護施設又は介護施設の紹介又は取次ぎ，医療施設の紹介又は取次ぎ，医療施設に関する情報の提供，老人へのリハビリテーション並びにその指導及び助言，老人の看護，医療看護，看護の指導，看護に関する相談，看護施設の紹介又は取次ぎ，看護施設に関する情報の提供，美容，理容，入浴施設の提供，あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，はり，医療情報の提供，栄養の指導」及び第36類、第43類の指定役務

### ＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「クララクリニック」の文字を標準文字で表してなるところ、構成各文字は、同じ書体及び大きさをもって間隔なく表されており、全体として外観上まとまりよく一体的に表されており、その構成中「クララ」の片仮名は、「イタリアの聖女」

（「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）の意味を有するものの、この文字は、我が国で一般に親しまれた語ではなく、本願の指定役務との関係において直ちに何らかの意味合いを理解させるものではないことから、これよりは、特定の意味合いが生じないものといえる。

また、本願商標の構成中「クリニック」の文字は、「診療所」（前掲書）の意味を有する、親しまれた語であり、当該文字は、「〇〇クリニック」のように、前の語と組み合わせられて、固有の診療所の名称を表すものとして把握されることが多いというのが自然である。

してみると、本願商標は、構成文字全体として診療所の名称を表したものと理解されるといえるものの、具体的な意味合いを認識させるとまではいい難いものである。

また、本願商標全体より生じる「クララクリニック」の称呼も、格別冗長なものではなく、無理なく一連に称呼し得るものであることからすると、まとまりよく一体的に表された本願商標の構成においては、本願商標に接する需要者は、殊更、「クリニック」の文字を捨象し、「クララ」の文字のみに着目するとはいい難い。

そうすると、本願商標に接する需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるから、本願商標からは、その構成文字に相応して「クララクリニック」の称呼が生じ、特定の観念を生じないものである。

## （２）引用商標について

引用商標は、「くらら」の平仮名を標準文字で表してなるところ、該文字は、「マメ科の多年草」（前掲書）の意味を有するものの、我が国において直ちに特定の意味合いを理解させる語として広く親しまれているとはいえないものであるから、これよりは、その構成文字に相応して「クララ」の称呼が生じ、特定の観念を生じないものである。

## （３）本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、両商標は、上記（１）及び（２）のとおり、片仮名と平仮名とで文字種が異なり、全体の構成文字数も明らかに相違するから、明確に区別できるものである。また、称呼においては、本願商標から生じる「クララクリニック」の称呼と、引用商標から生じる「クララ」の称呼は、構成音及び音数に明らかな差異があるため、両商標は、明瞭に聴別できるものである。そして、観念においては、いずれも特定の観念は生じないため、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において明確に区別及び明瞭に聴別できるものであるから、これらを総合して判断すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、その指定役務中に、引用商標に係る指定役務と同一又は類似の役務を含むとしても、引用商標と類似する商標ではないから、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

**弁理士コメント**

本願商標「クララクリニック」と引用商標「くらら」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において明確に区別及び明瞭に聴別できるものであるから、これらを総合して判断すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

第44類の「医業」等を指定する「〇〇〇クリニック」の商標は、たとえ「クリニック」の語が「診療所」の意味合いを有し、当該部分の識別力が弱いと考えられるとしても、その構成全体として一つのクリニックの名称であると理解されることから、一体不可分のものとして他の商標と比較されるというのが、現在の実務における類否判断の傾向であると言えるでしょう。

過去にご紹介した審決でも、「健美クリニック」と「健美」(不服 2021-001210)、「フレイムクリニック」と「FLAME」(不服 2021-013358)が、同様に非類似と判断されています。今後も当面は、このような特許庁における判断傾向は変わらないものと思われます。

もともと、いずれの事件も、審査においては一度「拒絶査定」となっていることには注意が必要です。新規開院前の段階で、商標調査において「〇〇〇」の先行登録商標が発見された場合は、「〇〇〇クリニック」の採用は避けておくのが無難と言えるでしょう。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年1月25日 >